

生乳流通体制合理化推進事業実施要領新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">生乳流通体制合理化推進事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年 6 月 6 日付け 28 農畜機第 1230 号承認 平成 28 年 6 月 8 日付け中酪（業務）発第 89 号 <u>一部改正 令和 7 年 4 月 3 日付け 7 農畜機第 151 号承認 令和 7 年 4 月 4 日付け中酪（生振）発第 14 号</u></p> <p>[略]</p> <p>第 2 事業の内容 この事業の内容は次のとおりとする。</p> <p>1 生乳流通合理化体制整備 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 生乳流通合理化協議会の意見を踏まえ、集送乳方法の見直しや、集送乳及び生乳検査体制のコスト低減方策、コスト削減目標等を定める生乳流通合理化計画（以下「生乳流通合理化計画」という。）の策定 <u>（2の（2）のイの取組を実施する場合を除く。）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入 中酪は、実施団体が、生乳流通合理化計画に基づく集送乳の合理化等を図るため、（1）及び（2）の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 生乳流通体制合理化機械装置整備 <u>ア</u> 貯乳施設附帯機械装置等の補改修及び乳代精算方法の効率化等を図る <u>電算</u>システムの整備・改修</p>	<p style="text-align: center;">生乳流通体制合理化推進事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年 6 月 6 日付け 28 農畜機第 1230 号承認 平成 28 年 6 月 8 日付け中酪（業務）発第 89 号</p> <p>[略]</p> <p>第 2 事業の内容 この事業の内容は次のとおりとする。</p> <p>1 生乳流通合理化体制整備 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 生乳流通合理化協議会の意見を踏まえ、集送乳方法の見直しや、集送乳及び生乳検査体制のコスト低減方策、コスト削減目標等を定める生乳流通合理化計画（以下「生乳流通合理化計画」という。）の策定</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入 中酪は、実施団体が、生乳流通合理化計画に基づく集送乳の合理化を図るため、（1）及び（2）の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 生乳流通体制合理化機械装置整備 貯乳施設附帯機械装置等の補改修及び乳代精算方法の効率化等を図るシステムの整備・改修</p>

改正後	現行
<p>イ <u>既存の乳代精算に係る電算システムの利活用の拡大を図る電算システムの改修</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 事業の実施</p> <p>1 [略]</p> <p>2 借受者の事業参加申込み</p> <p>(1) 第2の2の(1)の事業に参加しようとする借受者は、事前に契約しようとするリース会社を選定するとともに、別紙様式第2号の生乳流通体制合理化推進事業参加申込書（以下「事業参加申込書」という。）を作成し、借受者が生乳生産者の場合は、次の<u>アの(ア)及びイ</u>からキまで、それ以外の者の場合は、<u>アの(イ)及びウ</u>からキまでの添付書類のうち必要なものを実施団体に提出するものとする。</p> <p>ア <u>「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」</u>の各取組みについて、事業実施年度中に実施することがわかるチェックシート</p> <p><u>(ア) 借受者が生乳生産者の場合は、(畜産経営体向け)のチェックシート</u></p> <p><u>(イ) 借受者が生乳生産者以外の場合は(民間事業者・自治体向け)のチェックシート</u></p> <p>イ 配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和7年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し</p> <p>ウ～キ [略]</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化</p> <p>(1) 実施団体は、第2の2の(1)の事業において、借受者が生乳生</p>	<p>[新設]</p> <p>3 [略]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 事業の実施</p> <p>1 [略]</p> <p>2 借受者の事業参加申込み</p> <p>(1) 第2の2の(1)の事業に参加しようとする借受者は、事前に契約しようとするリース会社を選定するとともに、別紙様式第2号の生乳流通体制合理化推進事業参加申込書（以下「事業参加申込書」という。）を作成し、借受者が生乳生産者の場合は、次の<u>アからキ</u>まで、それ以外の者の場合は、<u>ウからキ</u>までの添付書類のうち必要なものを実施団体に提出するものとする。</p> <p>ア <u>みどりのチェックシート(畜産)</u>の各取組みについて、事業実施年度中に実施することがわかるチェックシート</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>イ 配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和6年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し</p> <p>ウ～キ [略]</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化</p> <p>(1) 実施団体は、第2の2の(1)の事業において、借受者が生乳生</p>

改正後	現行
<p>産者の場合には、「<u>補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について</u>」（令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「<u>環境バイオマス政策課長通知</u>」という。）に基づき、「<u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）</u>」に記載された各取組について事業実施年度中に実施することがわかるチェックシートを徴取し、当該生乳生産者が各取組を実施する旨を生乳生産者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</p> <p>また、<u>実績報告時には当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたシートを徴取し、生乳生産者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</u></p> <p><u>一覧には生乳生産者の氏名又は名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。</u></p> <p><u>（2）実施団体は、第2の2の（1）の事業において、生乳流通体制合理化機械装置の借受者が生乳生産者ではない場合には、環境バイオマス政策課長通知に基づき、要望調査時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施することがわかるチェックシートを徴取し、当該借受者が各取組を実施する旨を当該借受者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</u></p> <p>また、<u>実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたシートを徴取し、当該借受者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</u></p> <p><u>一覧には借受者の氏名又は名称及び住所（都道府県）の情報を含</u></p>	<p>産者の場合には、「<u>畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部改正実施について</u>」（令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、「<u>みどりのチェックシート（畜産）</u>」に記載された各取組について事業実施年度中に実施することがわかるチェックシートを徴取し、当該生乳生産者が各取組を実施する旨を生乳生産者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

改正後	現行
<p><u>めることとする。</u></p> <p><u>(3) 実施団体は、第2の3の事業において、生乳需給調整機能装置の補改修の取組を実施する者から環境バイオマス政策課長通知に基づき、要望調査時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施することがわかるチェックシートを徴取し、当該取組者が各取組を実施する旨を取組者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</u></p> <p><u>また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたシートを徴取し、当該取組者の一覧に記載して、当該一覧を会長に提出するものとする。</u></p> <p><u>一覧には取組者の氏名又は名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。</u></p> <p><u>(4) 実施団体は、環境バイオマス政策課長通知に基づき、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」に記載された各取組について、事業実施年度中に実施することがわかるチェックシートを会長に提出するものとする。</u></p> <p><u>また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを会長に提出するものとする。</u></p> <p>5 実施団体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第2の2の（1）の事業において、借受者が生乳生産者の場合には、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するも</p>	<p>[新設]</p> <p>(2) 実施団体は<u>環境負荷低減に向けた取組に努めるものとし、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」に基づき、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）」に記載された各取組について、事業実施年度中に実施することがわかるチェックシートを会長に提出するものとする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>5 実施団体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第2の2の（1）の事業において、借受者が生乳生産者の場合には、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するも</p>

改正後	現行																		
<p>のとする。</p> <p>(1) 令和7年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。</p> <p>(2) 令和6年度及び令和7年度のいずれも契約を締結していない者であること。</p> <p>(3) 令和6年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和7年度に契約を締結していない者であること。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 事業の実施期間 この事業の実施期間は、令和7年度とする。</p> <p>第5～第12 [略]</p> <p><u>附 則（令和 年 月 日付け中酪（総務）発第 号）</u> <u>この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表1 [略]</p> <p>※ 別表2</p> <table border="1" data-bbox="203 1193 1104 1366"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生乳流通合理化体制整備</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 生乳流通体制合</td> <td>(1) <u>生乳流通体制合理化機</u></td> <td>(貸付対象機械装置</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	補助対象経費	補助率	1 生乳流通合理化体制整備	[略]	[略]	2 生乳流通体制合	(1) <u>生乳流通体制合理化機</u>	(貸付対象機械装置	<p>のとする。</p> <p>(1) 令和6年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。</p> <p>(2) 令和5年度及び令和6年度のいずれも契約を締結していない者であること。</p> <p>(3) 令和5年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和6年度に契約を締結していない者であること。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 事業の実施期間 この事業の実施期間は、令和6年度とする。</p> <p>第5～第12 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>別表1 [略]</p> <p>※ 別表2</p> <table border="1" data-bbox="1162 1193 2078 1366"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生乳流通合理化体制整備</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>2 生乳流通体制合</td> <td>(1) 生乳生産者団体が、</td> <td>(貸付対象機械装置価</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	補助対象経費	補助率	1 生乳流通合理化体制整備	[略]	[略]	2 生乳流通体制合	(1) 生乳生産者団体が、	(貸付対象機械装置価
事業の種類	補助対象経費	補助率																	
1 生乳流通合理化体制整備	[略]	[略]																	
2 生乳流通体制合	(1) <u>生乳流通体制合理化機</u>	(貸付対象機械装置																	
事業の種類	補助対象経費	補助率																	
1 生乳流通合理化体制整備	[略]	[略]																	
2 生乳流通体制合	(1) 生乳生産者団体が、	(貸付対象機械装置価																	

改正後			現行		
理化機械装置の導入	<p><u>械装置リース</u> 生乳生産者団体が、生乳流通体制合理化機械装置の借受者が貸付者に対し支払う貸付料の軽減を実施するのに要する経費</p> <p>(2) <u>生乳流通体制合理化機械装置整備</u>  <u>ア 貯乳施設附帯機械装置等の補改修及び乳代精算方法の効率化等を図る電算システム整備・改修に要する経費</u>  <u>イ 既存の乳代精算に係る電算システムの利活用の拡大を図るための改修に要する経費</u>            生乳需給調整機能装置の補改修に要する経費</p>	<p>価額－譲渡額)又は{貸付対象機械装置価額×(貸付期間/法定耐用年数)}のいずれか低い額の1/3以内 ただし、第6のただし書き以下の要件を満たす場合は1/2以内</p> <p>1/3以内 ただし、第6のただし書き以下の要件を満たす場合は1/2以内</p> <p>1/3以内 ただし、第6のただし書き以下の要件を満たす場合は1/2以内</p> <p>1/3以内 ただし、1事業者あたり1千万円を補助限度額とする。</p>	理化機械装置の導入	<p>生乳流通体制合理化機械装置の借受者が貸付者に対し支払う貸付料の軽減を実施するのに要する経費</p> <p>(2) 貯乳施設附帯機械装置等の補改修及び乳代精算方法の効率化等を図るシステム整備・改修に要する経費</p> <p>[新設]</p> <p>生乳需給調整機能装置の補改修に要する経費</p>	<p>額－譲渡額)又は{貸付対象機械装置価額×(貸付期間/法定耐用年数)}のいずれか低い額の1/3以内 ただし、第6のただし書き以下の要件を満たす場合は1/2以内</p> <p>1/3以内 ただし、第6のただし書き以下の要件を満たす場合は1/2以内</p> <p>[新設]</p> <p>1/3以内 ただし、1事業者あたり1千万円を補助限度額とする。</p>
<p>別紙様式第1-1号～別紙様式第1-2号 [略] 別紙様式第2号 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業参加申込書</p>			<p>別紙様式第1-1号～別紙様式第1-2号 [略] 別紙様式第2号 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業参加申込書</p>		

改正後	現行
<p>[中略]</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) <u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(畜産経営体向け)</u>の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシート(借受者が生乳生産者の場合)</p> <p>(2) <u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(民間事業者・自治体等向け)</u>の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシート(借受者が生乳生産者以外の場合)</p> <p>(3) 配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和7年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し(借受者が生乳生産者の場合)</p> <p>(4) 申請する貸付対象機械装置の見積書の写し</p> <p>(5) 申請する貸付対象機械装置のカタログの写し</p> <p>(6) リース会社とのリース契約申込書の写し</p> <p>(7) 定款の写し(借受者が法人の場合)</p> <p>(8) その他必要な書類</p> <p>(注) [略]</p> <p>別紙様式第2号の別紙～別紙様式第3号 [略]</p> <p>別紙様式第4号</p> <p>令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金交付申請書</p> <p>[中略]</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 生乳流通体制合理化機械装置のリース導入を行う場合は、以下の書類</p> <p>①～④ [略]</p> <p>⑤ <u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(畜産経営体向け)</u>の事業実施年度中の取組を実施することがわかる<u>チェッ</u></p>	<p>[中略]</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) <u>みどりのチェックシート(畜産)</u>の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシート(借受者が生乳生産者の場合)</p> <p>[新設]</p> <p>(2) 配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和6年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し(借受者が生乳生産者の場合)</p> <p>(3) 申請する貸付対象機械装置の見積書の写し</p> <p>(4) 申請する貸付対象機械装置のカタログの写し</p> <p>(5) リース会社とのリース契約申込書の写し</p> <p>(6) 定款の写し(借受者が法人の場合)</p> <p>(7) その他必要な書類</p> <p>(注) [略]</p> <p>別紙様式第2号の別紙～別紙様式第3号 [略]</p> <p>別紙様式第4号</p> <p>令和 年度生乳流通体制合理化推進事業補助金交付申請書</p> <p>[中略]</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 生乳流通体制合理化機械装置のリース導入を行う場合は、以下の書類</p> <p>①～④ [略]</p> <p>⑤ <u>みどりのチェックシート(畜産)</u>の事業実施年度中の取組を実施することがわかる生乳生産者の一覧(借受者が生乳生産者の場合)</p>

改正後	現行
<p>クシートの一覧（借受者が生乳生産者の場合）</p> <p>⑥ <u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシートの一覧（借受者が生乳生産者以外の場合）</u></p> <p>⑦ 配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和7年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し（借受者が生乳生産者の場合）</p> <p>⑧ 機械装置のうちタンクローリーを導入する場合でかつ借受者が生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と借受者の生乳輸送業務に係る契約書の写し</p> <p>⑨ 機械装置のうち生乳成分検査機器を導入する場合でかつ借受者が生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と借受者の乳質検査業務に係る契約書の写し</p> <p>（5）生乳流通体制合理化機器等の整備を行う場合は、以下の書類第2の2の（2）の事業の場合</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② <u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシート</u></p> <p>③ 機器等の見積書</p> <p>④ 機器等のカタログ等仕様がわかる書類</p> <p>（6）生乳需給調整機能装置の整備を行う場合は、以下の書類</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② <u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）の事業実施年度中の取組を実施することがわかるチェックシートの一覧</u></p> <p>③ 機器等の見積書</p> <p>④ 機器等のカタログ等仕様がわかる書類</p>	<p>〔新設〕</p> <p>⑥ 配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び令和6年度に継続して数量契約を締結していることが確認できる資料等の写し（借受者が生乳生産者の場合）</p> <p>⑦ 機械装置のうちタンクローリーを導入する場合でかつ借受者が生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と借受者の生乳輸送業務に係る契約書の写し</p> <p>⑧ 機械装置のうち生乳成分検査機器を導入する場合でかつ借受者が生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と借受者の乳質検査業務に係る契約書の写し</p> <p>（5）生乳流通体制合理化機器等の整備を行う場合は、以下の書類第2の2の（2）の事業の場合</p> <p>① 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>② 機器等の見積書</p> <p>③ 機器等のカタログ等仕様がわかる書類</p> <p>（6）生乳需給調整機能装置の整備を行う場合は、以下の書類</p> <p>① 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>② 機器等の見積書</p> <p>③ 機器等のカタログ等仕様がわかる書類</p>



改正後											現行				
(注) [略] 別紙 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実施計画											(注) [略] 別紙 令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実施計画				
1 [略]											1 [略]				
2 生乳流通体制合理化機械装置の導入											2 生乳流通体制合理化機械装置の導入				
(1) [略]											(1) [略]				
(2) 生乳流通体制合理化機械装置整備											(2) 生乳流通体制合理化機械装置整備				
ア [略]											ア [略]				
イ 乳代精算方法の効率化等を図る電算システムの整備・改修 [略]											イ 乳代精算方法の効率化等を図るシステム整備・改修 [略]				
注1: [略]											注1: [略]				
注2: 電算システムの整備・改修の内容がわかる書類を添付すること。											注2: システムの整備・改修の内容がわかる書類を添付すること。				
注3: [略]											注3: [略]				
ウ 既存の乳代精算に係る電算システムの利活用を図る電算システムの改修 (単位:円)											〔新設〕				
No	生産者団体名	地域名又は都道府県名	実施時期	取組内容	補修する機械装置名	補助率	事業費	負担区分		積算基礎					
								補助金	その他	員数	単価	金額			
合計															

改正後	現行
<p><u>注1：電算システムの改修の内容がわかる書類を添付すること。注2：補助率を2分の1以内に引き上げる場合は、要件を満たしていることがわかる書類を添付すること。</u></p> <p>3 [略]  別添 [略]  別紙様式第5号～別紙様式第6号 [略]  別紙様式第7号  令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実績報告書  〔中略〕  6 添付書類  (1)～(3) [略]  <u>(4)「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組を実施したことがわかるチェックシート(写)</u></p> <p>以下 [略]</p>	<p>3 [略]  別添 [略]  別紙様式第5号～別紙様式第6号 [略]  別紙様式第7号  令和 年度生乳流通体制合理化推進事業実績報告書  〔中略〕  6 添付書類  (1)～(3) [略]  〔新設〕</p> <p>以下 [略]</p>